

2020年4月に施行される『民法改正』に対応

システム開発関連契約の基礎知識

～大規模システム開発の経験を有している弁護士が
法律知識とシステム開発に関する知識の両面を解説～

《開催要領》 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2020年 1月 9日(木) 13:00～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京:麹町)

《ご参加頂きたい方》

法務部門、総務部門、情報システム部門、知的財産部門など
関連部門のご担当者

講師 KOWA 法律事務所 弁護士 池田 聡 氏

講師紹介 1989年日本興業銀行(現みずほ銀行)入行、システム部門、業務企画部門、業務監査部門、営業店長を経験後、都内中堅法律事務所を経て、2014年 KOWA 法律事務所を開設、現在に至る

《申込方法》 当会ホームページ (https://www.bri.or.jp) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用状況(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	41,800円(本体価格 38,000円)	一般	46,200円(本体価格 42,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191760-0303 システム開発関連契約の基礎知識

ふりがな 会社名			
住所			
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名	所 役	属 職	
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。([TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問])

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F 【DM変更連絡】03-5215-3512

・プログラム・

■開催にあたって■

システム開発関連の契約は、独特の条項が多数あります。そこで、システム開発会社で契約実務に携わる方、およびユーザー企業でシステム開発に関する契約を締結しようとする方が、契約書案の各条項の背景や目的を理解し、自己に有利な契約とすべく相手方と交渉するための知識を得ていただくことを本セミナーの目的としています。システム開発関連契約の各条項の背景や目的を理解するには、法律知識とシステム開発に関する知識の双方が必要ですが、大規模システム開発の経験を有している弁護士が、その両面から解説いたします。システム開発は、紛争になったら、委託者側、受託者側双方にとって良いことはありません。従って、本セミナーでは、紛争対策だけではなく、紛争にならないための契約書作りについてのポイントも説明いたします。

1 これだけは知らないと危ない法律上のポイント

- (1) 請負 VS 準委任
- (2) 一括契約と多段階契約
- (3) 債務不履行
- (4) 損害賠償
- (5) 解除
- (6) 瑕疵担保責任
- (7) 著作権
- (8) 下請法
- (9) 民法改正

2 サンプル契約書の逐条解説

- (1) ソフトウェア開発基本契約書(多段階契約)
- (2) ソフトウェア開発契約書(一括請負型)
- (3) 業務委託契約書(要件定義フェーズを準委任契約で行う場合)
- (4) 業務委託基本契約書(パートナー開発会社との基本契約書)
- (5) ソフトウェア開発基本契約書(アジャイル契約)
- (6) システム保守委託契約書
- (7) SES基本契約書
- (8) ソフトウェア使用許諾契約書
- (9) 派遣基本契約書

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合があります。

※当日、会場にて講師著『システム開発 受託契約の教科書』(翔泳社)を副教材として、配布致します。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。